

議案第 1 2 1 号

松阪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

松阪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、松阪市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第 2 条 農業委員の定数は、19 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、36 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 松阪市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 17 号）
- (2) 松阪市農業委員会委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 18 号）
- (3) 松阪市農業委員会の農地部会を構成する委員の定数条例（平成 17 年松阪市条例第 19 号）
- (4) 松阪市農業委員会の農政部会設置及び同部会を構成する委員の定数条例（平成 17 年松阪市条例第 20 号）